

躍進 薩摩川内市 体育協会 Vol.31

市体育協会の加盟団体から、今回は川内地域地区体育協会連絡協議会を紹介しします。

【団体の紹介】

昭和51年から旧川内市の19小学校区ごとに、スポーツ振興の拠点として、校区体育協会(現在は地区体育協会)が設立されました。川内地域地区体育協会連絡協議会は、この地区体育協会(以下「地区体協」)間における連絡・協調を図り、川内地域全体の生涯ス



ポーツの振興などに寄与・貢献することを目的に組織されました。合併前の川内市体育協会の加盟団体として、合併後も改称しながら引き続き活動しています。



地区相互のスポーツ振興を促進する活動として、特に市体育協会主催の地域対抗スポーツ大会および市民運動会における連絡調整に努めており、川内地域全体でこれらの大会の盛会を目指しています。また、地域のスポーツ活動の促進を担う各地区のスポーツ推進委員と協力・連携しな

がら、インディアカやペタンクなどのニュースポーツの普及にも注力し、住民の健康増進にも貢献しています。

それぞれの地区体協は、地区の特色を生かしながら、さまざまな活動やイベントを実施しています。

【活動状況】

○伝統行事

日本発祥のスポーツの一つである駅伝。以前は、地域行事として多くの地区が取り組んでいましたが、最近では開催する地区も少なくなってきました。そうした中、永利地区や湯田地区では、伝統の継承とコミュニティの活性化を図るため、現在も取り組みを続けています。



○世代間交流

子どもから高齢者まで、誰もが楽しめるグラウンド・ゴルフは、単に競技としてだけでなく、地区のイベントに位置付けた大会を開催し、幅広い世代交流の促進に努めています。

○ジュニア育成

競技人口の拡大と技術向上の一環として、各地区では特徴のある競技活動に取り組んでいます。中でも育英地区は綱引き、亀山地区は卓球に力を注いでおり、地元小学生への指導や大会の開催などを行いながら、ジュニアプレイヤーの育成を図っています。



○地域づくり

近年の少子化に伴い小学校が統合された西方・湯田・水引・滄浪・寄田地区では、それぞれの地区体協が中心となって、定期的に球技大会を開催しています。住民交流を通して、新しい地域の一体感の醸成に尽力しています。

【おわりに】

2020年には、56年ぶりに日本で開催される夏季オリンピック、鹿児島県が控えており、今後ますますスポーツへの関心が高まり、スポーツに求められる役割も多様化すると考えられます。

当連絡協議会は、社会のニーズに応えながら、川内地域の各地区体協の活動を支援するとともに、地域住民の健康増進と健全で明るい地域づくりに貢献していきます。

【役員・問合せ先】

- ▼会長 夙無瀬 一喜
- ▼副会長 宮里 兼実
- ▼副会長 北野 唯
- ▼事務局長 中島 弘喜

大綱心で交通安全！

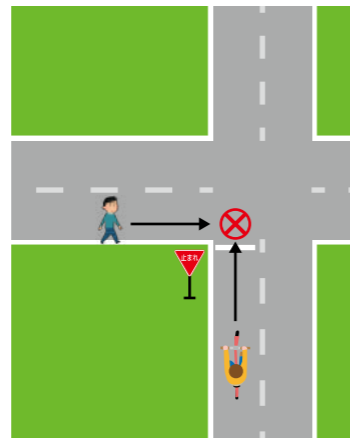
～気を付けるべき自転車事故のパターン～

昨年、県内の自転車事故の発生件数は567件で、交通事故全体に占める割合は7・6%でした。また、自転車事故での死者数は10人で、全死者数の15・4%を占めています。今回は、特に気を付けるべき自転車事故のパターンを紹介しします。事故に遭わないために、事例を参考に自分の運転を見直し、自転車を運転する際は、ルールとマナーを守って安全運転に心掛けましょう。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則。歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行(歩道を通行できる場合)
- 4 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号順守と一時停止、安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

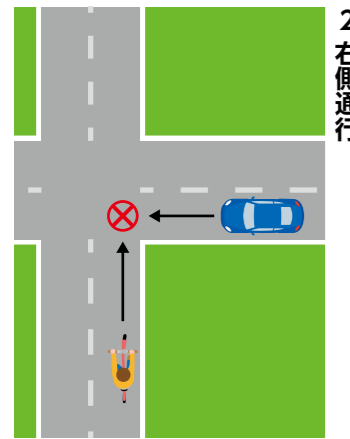
1 一時不停止



▼発生状況 信号のない見通しの悪い交差点で、左方向から進行してきた歩行者と出会い頭に衝突した。

▼主な原因 自転車が一時的停止の標識を無視して交差点に進入し、左右の安全確認をしないまま飛び出した。

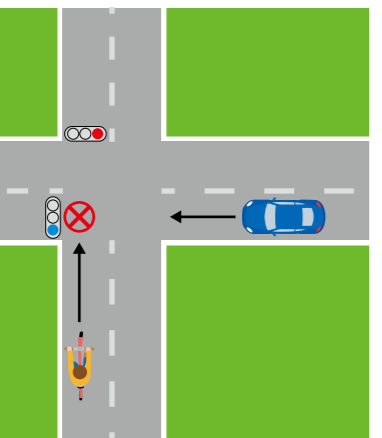
2 右側通行



▼発生状況 信号のある交差点で、自転車と右方向から青信号で走行してきた車両が出会い頭に衝突した。

▼主な原因 自転車が一時的停止を無視して交差点に進入した。

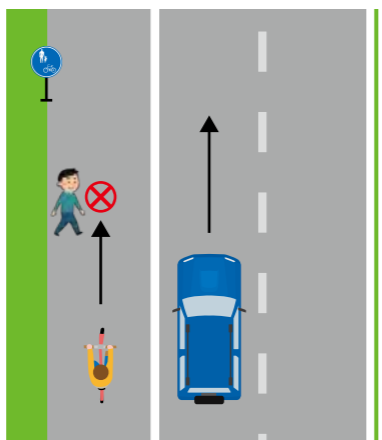
3 信号無視



▼発生状況 右側を通行中の自転車が見通しの悪い交差点に進入し、進路方向の右側から走行してきた車両と出会い頭に衝突した。

▼主な原因 自転車は左側通行が基本。見通しの悪い交差点で徐行しなかつた上に、右側通行していたため車両に気付くのが遅れた。

4 歩道上での歩行者との接触



▼発生状況 自転車歩道通行可(例外的に自転車でも歩道を通行できる場合)の標識がある歩道を自転車で通行中、歩行者と接触した。

▼主な原因 自転車が歩行者に十分注意せず、「歩道の車道寄りを徐行」していなかった。

* 自転車でも事故を起こした場合、高額な損害賠償を命じられることがあります。
* 10月1日から、自転車損害賠償保険への加入が義務化されました。万が一の事故に備えて、必ず加入しましょう。

お～おはようから
お～おやすみまで
つ～常に交通安全を意識して
な～無くそう交通事故

Vol.8

【問合せ先】
▼本庁防災安全課危機管理グループ
☎(23)51111(内線4932)
▼薩摩川内警察署交通課
☎(20)01110